

芦城小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために「いじめ」に対する以下のポイントを全教職員で共有する。

- ・学校の教育活動全体を通じ、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気努める。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・生徒指導の3機能を活かした授業実践に努める。
- ・自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- ・学校の教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合、いじめに係る情報を特定の教職員が抱え込まず、速やかに学校いじめ問題対策チームに情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、根本的な解決を図る。
- ・いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、保護者、地域、関係機関と協力して解決にあたる。

2 いじめの未然防止

(1) わかる授業づくり

- ・生徒指導の3機能と学び合いを意識した授業モデルを全教員で共有する。
- ・生徒指導の3機能を活かした授業の実践を行い、児童の自己肯定感や成就感を育むとともに、「わかる」授業づくりに努める。
- ・授業に規律があり、心が通い合う学級・学年集団づくりに努める。
- ・授業の中に、学び合いの学習を取り入れ、学習形態を工夫することで、全ての児童が参加できるようにする。
- ・若手の教員がベテランの教員から授業の仕方について学ぶ「あしのね塾」や、若手職員が自主的に授業力等の向上に努める「あしのたね塾」を定期的に行い、授業力の向上を図る。
- ・教職員が互いの授業を参観し合い、アドバイスし合うことで授業力の向上を図る。

(2) 安心してすごせる学級づくり

- ・学級力アンケートを学校評価の一つに位置付け、年3回実施する。学級の状態をレーダーチャートに表し、学級経営に児童が主体的に参加できるようにし、児童とともに改善していくことで安心してすごせる学級づくりを行う。
- ・学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(3) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さを実感させたり、相手の心を思いやる心の醸成を図ったりする。
- ・加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や「傍観者」としての存在もいじめに加担しているという認識を持たせる。

(4) 規範意識の育成

- ・生活目標の意識を高めるため、生活委員を中心に取り組みを行う。
- ・情報モラル教育を計画的に行い、児童にネットの正しい利用とマナーについて理解させる。また、ネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、ネットいじめの加害者・被害者とならないようにする。

(5) 児童会などが中心となる取り組み

- ・11月の児童集会にて、人権週間と関連付け、人権・いじめ・差別をテーマとした、創作劇や絵本の読み聞かせを行い、人権・いじめ・差別に対する児童の認識を高める。
- ・児童会、委員会、学級などを単位として、玄関などであいさつ運動を行う。
- ・委員会の取り組みの中に、創作的な活動を取り入れ、子どものアイデアを活かし、目標を達成することで自己有用感を高める。

(6) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーを活かした相談活動を行うとともに担任との相談を定期的に設ける。また、スクールカウンセラーを活用したエンカウンター授業を行う。

3 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さない取り組み

- ・休み時間の児童の様子を見守り、子ども同士の関わりの中に上下関係が構築されていないか確認する。
- ・朝の健康観察において、児童の表情を確認する。

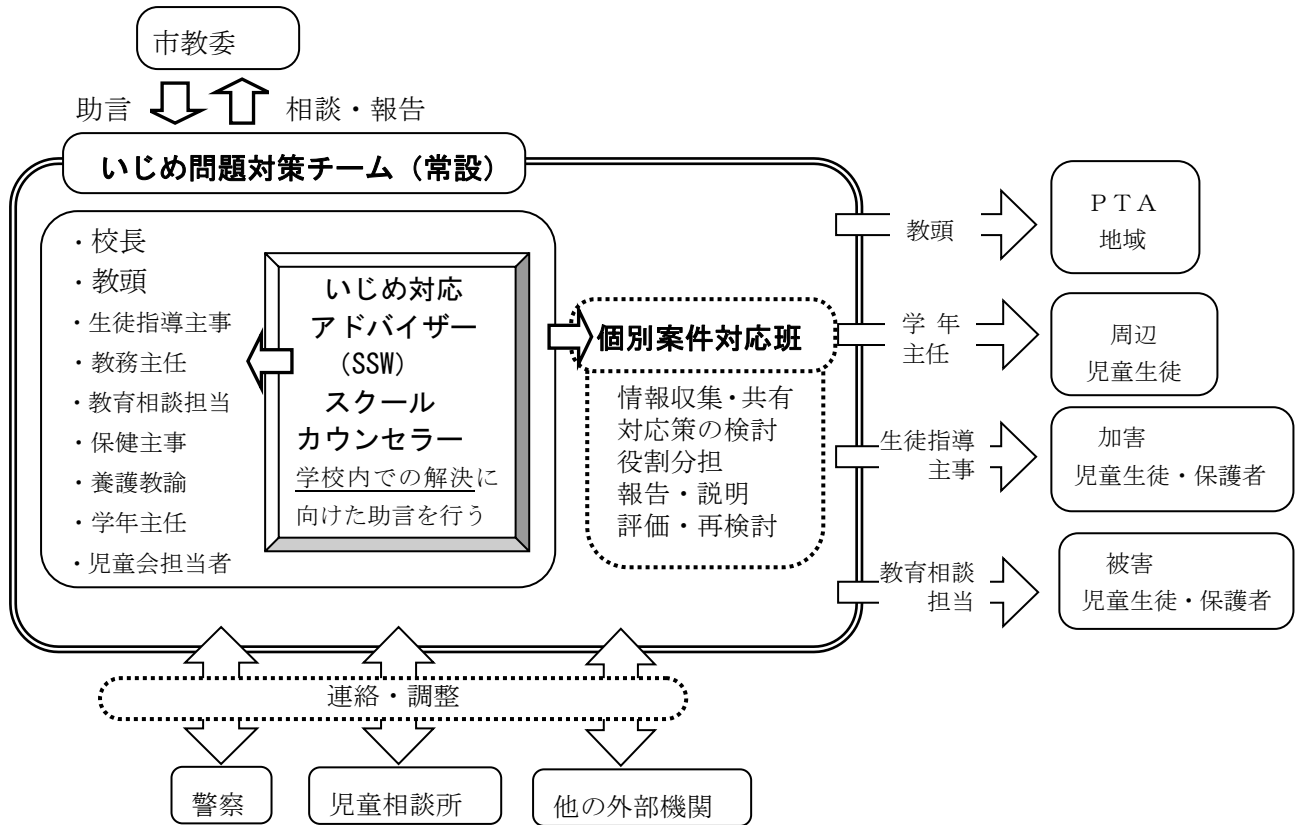
(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・いじめ等アンケートや個人面談を各学期に行い、いじめに関する情報を収集する。
- ・いじめに関する情報は、いじめ問題対策チームに報告し、組織で対応を行う。

(3) 教育相談体制の充実

- ・児童理解の会において、養護教諭や図書司書からの児童の情報を共有する。
- ・児童理解の会において、教職員間で気になる児童について把握する。
- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

4 いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割



5 いじめに対する措置

- ・在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに概要を市教委に報告する。
- ・いじめに関する情報を把握した場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ問題対策チームで協議する。
- ・いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守る。加害児童に対しては、当該児童の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。
- ・いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対して指導を行い、同種の事態の発生の防止に努める。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する。
- ・重大事態については、国のいじめ防止基本方針及び重大事態ガイドラインにより適切な対応を行う。

6 いじめ解消の判断

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者本人及びその保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめ解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

7 年間計画

	学級力アンケート (学校評価)	いじめアンケート	児童理解の会
4月	実施		実施 共通理解
5月	・目標の設定 ・実行		実施 支援計画
6月	・中間ふり返り ・実行	実施	共通理解
7月	・取り組みの ふり返り	・気になる児童 個別面談 不安解消 様子観察	支援
8月	・成長の見取り (中間評価)		実施 共通理解 支援計画
9月	実施		支援
10月	・目標の見直し ・実行 ・中間ふり返り	実施	共通理解 支援計画
11月	・実行 ・取り組みの ふり返り	・気になる児童 個別面談 不安解消 様子観察	支援
12月	・成長の見取り		共通理解 支援計画
1月	実施		支援
2月	・目標の見直し ・実行 (期末評価)	実施	共通理解 支援計画
3月	・来年度へ 向けて	・気になる児童 個別面談、不安 解消、様子観察	実施 引き継ぎ